

薬生監麻発 0317 第 9 号  
令和 4 年 3 月 17 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 品質マニュアルの配布について

各調査当局における品質マニュアルについては、「GMP調査要領の制定について」（令和4年3月17日付け薬生監麻発0317第5号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）第3. 品質マニュアルの基本事項において、各調査当局での作成を求めているところです。

今般、厚生労働省医薬・生活衛生局において品質マニュアルを作成しましたので、各調査当局における品質マニュアルの作成の御参考として、別添のとおり配布します。